

入 札 説 明 書

令和 7 年 8 月 14 日に公告した鹿児島県地震等災害被害予測調査に係る一般競争入札(以下「入札」という。)については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

記

1 公 告 日 令和 7 年 8 月 14 日

2 契約担当者 鹿児島県知事 塩田 康一

3 担 当 部 局

- (1) 名 称 鹿児島県危機管理防災局危機管理課
- (2) 所 在 地 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2823

4 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
鹿児島県地震等災害被害予測調査
- (2) 委託業務場所
鹿児島県全域
- (3) 委託業務内容
鹿児島県で起こり得る地震・津波の災害や被害の想定等(詳細については、鹿児島県地震等災害被害予測調査特記仕様書のとおり)
- (4) 委託業務期間
契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで(令和 7～8 年度)
- (5) 予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格
落札者の決定後に公表する。
- (6) 入札参加資格の審査
事前審査(入札に参加しようとする者は、入札に参加する資格を有することの確認を受けるため、入札参加資格を受けなければならない。)
- (7) 入札の方法
紙入札

5 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 鹿児島県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要綱(平成 21 年鹿児島県告示第 485 号。以下「要綱」という。)に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であって、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ア 要綱第 3 条の規定により、土木関係建設コンサルタント業務の登録を受けた者であること。
 - イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - ウ 本業務委託の公告の日から開札の日までの間に、鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成 8 年鹿児島県告示第 450 号)第 3 条、第 4 条又は第 5 条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
 - エ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成 23 年 9 月 27 日制定)第 3 条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
 - オ 次に掲げる基準を全て満たす管理技術者及び照査技術者を配置できる者であること。
なお、管理技術者と照査技術者は兼任できない。

- (ア) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 32 条第 1 項の規定により、次のいずれかの技術士の登録を受けた者
- a 応用理学部門で選択科目「地球物理及び地球化学」
 - b 総合技術監理部門で選択科目「応用理学の地球物理及び地球化学」
- (イ) 直接的かつ恒常的な雇用関係（入札説明書による入札参加資格審査申請書及び入札参加資格審査書類の提出の日において連続 3 箇月以上の直接雇用関係にある者に限る。）
- (ウ) 令和 2 年度以降、国又は都道府県が発注した地震・津波の災害や被害の予測調査（以下「予測調査」という。）における管理技術者又は照査技術者としての業務実績を有する者であること。
- なお、業務実績とする予測調査における地震の工学的基盤での強震波形の計算にあつては、業務実績を有する者自身（再委託を除く。）による統計的グリーン関数法を用いた予測調査であること。
- カ GIS 技術者は、GIS 資格認定協会が認定する「GIS 上級技術者」の資格を有する者であること。
- なお、管理技術者が資格を有する場合は兼ねることができる。
- キ 担当技術者は、令和 2 年度以降、国又は都道府県が発注した予測調査に従事した実績を有する者であること。
- ク 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ケ 品質マネジメントシステム（ISO 9001）を認証取得していること。
- コ 環境マネジメントシステム（ISO 14001）を認証取得していること。
- サ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001）を認証取得していること。
- シ レジリエンス認証を受けていること。
- ス DX 認定制度に基づく認定事業者であること。
- セ 令和 2 年度以降、国又は都道府県が発注した地震被害想定業務実績を 5 件以上有する者であること。
- なお、業務実績とする予測調査における地震の工学的基盤での強震波形の計算にあつては、勤務実績を有する者自身（再委託を除く。）による統計的グリーン関数法を用いた予測調査であること。
- ソ 共同事業体で応募する企業・団体は、国又は都道府県が発注した地震被害想定業務について、令和 2 年度以降に同じ企業・団体に組織する共同企業体での参加実績があること。

6 入札参加資格の審査等

- (1) 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。
- ア 誓約書
 - イ 営業概要書
 - ウ 5 の(1)のアの登録を受けていることを証する書類
 - エ 5 の(1)のオの(ア)の登録を受けていることを証する書類
 - オ 5 の(1)のオの(イ)の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書類
 - カ 5 の(1)のオの(ウ)の勤務実績を有する者であることを証する書類
 - キ 5 の(1)のケの認証を受けていることを証する書類
 - ク 5 の(1)のコの認証を受けていることを証する書類
 - ケ 5 の(1)のサの認証を受けていることを証する書類
 - コ 5 の(1)のシの認証を受けていることを証する書類
 - サ 5 の(1)のセの勤務実績を有する者であることを証する書類
 - シ 法人にあつては、商業登記簿謄本
 - ス 個人にあつては、事業主の住民票
 - セ 印鑑証明書

- ソ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出する申請書等
- ア 入札に参加する資格の審査に必要な申請書等
- (ア) 入札参加資格審査申請書（様式１）
- (イ) 誓約書（様式２）
- (ウ) 営業概要書
- a 技術士一覧（地球物理及び地球化学）（様式３）
- b 管理技術者等の資格・勤務実績（様式４）
- イ アの申請書等の内容の確認等に必要な書類（以下「その他必要書類」という。）
- (3) 技術士一覧（地球物理及び地球化学）の作成要領
- 技術士一覧（地球物理及び地球化学）は、次に従い作成すること。
- ア 入札説明書による入札参加資格審査申請書及び入札参加資格審査書類の提出の日時点で雇用している技術士法の規定による登録を受けた技術士について、作成すること。
- イ 「営業所名」の記載は、営業所（本所又は支所若しくは常時契約を締結する事務所等）ごとにまとめて行い、作成すること。
- ウ 「技術部門名」は、応用理学部門の場合は「応用理学」、総合技術監理部門の場合は「総合技術監理（応用理学）」と記載し、作成すること。
- (4) 業務実績の作成要領
- 管理技術者等の資格・業務実績及び同種業務の勤務実績は、次に従いそれぞれ作成すること。
- ア 業務実績は、資格要件を満たすものを記載すること。
- イ 業務実績は、業務が完了し、引渡しが進んでいるものを記載すること。
- ウ 業務実績は、日本国内において、受注したものを記載すること。
- (5) その他必要書類の提出
- その他必要書類として次の書類を提出すること。
- ア ５の(1)のアの、測量・建設コンサルタント業務等に係る知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、かつ、土木関係建設コンサルタント業務の登録を受けた者であることを証する書類
- 現在有効な「（令和６・７年度）県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者登録結果通知書」の写し
- イ ５の(1)のオの(ア)の、技術士法の規定による応用理学部門で選択科目「地球物理及び地球化学」又は総合技術管理部門で選択科目「応用理学の地球物理及び地球化学」の技術士の登録を受けた者であることを証する書類
- 「技術士登録等証明書」の写し
- ウ ５の(1)のオの(イ)の、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書類
- エ ５の(1)のオの(ウ)の、配置する管理技術者及び照査技術者の予測調査の業務実績を有する者であることを証する書類
- 次の書類を提出すること。なお、コと内容が同じ場合は兼ねることができる。
- (ア) 発注機関の「業務実績証明書」（様式６）（写しを提出する場合は原本の確認が必要）
- (イ) 勤務実績が記載されている「一般財団法人日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の登録完了後の「登録内容確認書」
- オ ５の(1)のケの認証証明書（登録証）の写し
- カ ５の(1)のコの認証証明書（登録証）の写し
- キ ５の(1)のサの認証証明書（登録証）の写し
- ク ５の(1)のシの登録証の写し
- ケ ５の(1)のセの、予測調査の研究実績を有する者であることを証する書類
- 次の書類を提出すること。なお、エと内容が同じ場合は兼ねることができる。
- (ア) 発注機関の「業務実績証明書」（様式６）（写しを提出する場合は原本の確認が必要）
- (イ) 業務実績が記載されている「一般財団法人日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の登録完了後の「登録内容確認書」
- コ ５の(1)のソについては、エの(ア)又は(イ)

サ エ、ケ及びコについて、「登録内容確認書」は、発注機関の監督職員等の確認を受けていること。

(6) 提出場所及び提出期限

ア 提出場所 鹿児島県危機管理防災局危機管理課計画管理係
鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 電話番号 099-286-2823

イ 提出期限 令和 7 年 8 月 20 日午後 5 時 15 分

(7) 提出方法及び部数

(6) のアの提出場所に 1 部持参すること。

なお、持参する際は、事前に連絡し、日時を予約すること。

(8) 資格審査の結果

資格審査の結果は、令和 7 年 8 月 22 日までに書面により通知する。

(9) 提出する申請書等に関する説明

資格審査を受けるために申請書等を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された申請書等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(10) その他

ア 提出する申請書等は、「提出する申請書等の編冊について」（別紙 1）に従って整理し提出すること。

イ 提出する申請書等の作成に要する経費は、提出者の負担とする。

ウ 契約担当者は、提出された申請書等を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用してはならない。

エ 提出された申請書等は、返却しない。

オ 提出期限以降における、申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

カ 申請書等に関する問合せ先 (6) のアに同じ。

7 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 8 月 25 日午前 9 時 30 分

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 6 階）災害対策本部室控室（危機管理課）

(3) 入札書の提出方法

入札書（様式 7）を封筒に入れて（ノリ付け不要）、かつ、封皮に「入札書・企業名・業務名等」を記入すること。

(4) 代理入札

代理人による入札をしようとするときは、(2) のアの日時までに委任状（様式 8）を提出すること。

なお、この入札に参加する者及びこの入札に参加する者を代理する者は、この入札に参加する他の者を代理することはできない。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

9 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件（入札金額、委託業務名、委託業務場所及び氏名）の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札書の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者とする。

この場合において最低価格入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

11 最低制限価格

設定しない。

12 契約書案等の提出

落札者は、鹿児島県契約規則（昭和50年規則第23号）第20条第1項の規定により落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書案2部並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書1部を提出しなければならない。

13 その他

本業務委託は、債務負担行為に係る契約であり、各会計年度における業務委託料の支払の限度額及び支払限度額に対応する出来高予定額は、契約書の案提出時に定めるものとする。